

確定申告書の作成はご自分

定率減税(20%)の適用をお忘れなく
定率減税額は、所得税額の20%ですが、上限額は25

万円です。
定率減税の適用漏れや計算誤りのないようご注意ください。

パソコンで確定申告書の作成ができます

国税庁ホームページのアドレスは、<http://www.nta.go.jp>
東京国税局ホームページのアドレスは、<http://www.tokyo.nta.go.jp>

所得税の確定申告書作成コーナー

- ご利用できる方 給与所得で各種の還付を受ける方、給与所得とその他の所得のある方及び年金所得のある方等、各種所得に対応して申告書の作成ができます。また、入力したデータは保存することができます。なお、土地・建物等の譲渡所得のある方など、ご利用できない場合がありますのでご注意ください。
- 詳しい内容は、上記ホームページの「所得税の確定申告書作成コーナー」をご覧ください。

不動産所得や事業所得などがある方は、売上・仕入・経費等の集計を済ませたうえ、お早めにご来場ください。

ホームページで確定申告書を作成

確定申告書が簡単に使いやすくなっています。

住宅借入金等を利用してマイホームを新築・購入・増改築等をして平成15年中に居住の用に供した場合、その年から10年間、住宅借入金等特別控除を受けることができます。また、控除を受けたためには確定申告をする必要があり、給与所得者は1年目に確定申告をすると2年目以降は年末調整で控除を受けられます。

税務署では、申告納税制度の趣旨から、確定申告書等の提出書類について、ご自分で正しく作成していただく「自書申告」を推進しており、所得税の確定申告書が簡単に使いやすくなっています。

税務署からのお知らせ

住宅借入金等特別控除

消費税法の一部が改正され、平成16年4月から適用されます。主な改正内容は、次のとおりです。

- ①事業者免税点が引き下げられます。
納稅義務が免除され基準期間における課税売上高の上限が、現行の3000万円から1000万円に引き下げられます。
- ②簡易課税制度の適用上限が引き下げられます。
簡易課税制度の適用することができる基準期間における課税売上高の上限が、現行の2億円から5000万円に引き下げられます。

※この改正により、平成15年分の課税売上高が1000万円を超える個人事業者は、17年分について消費税の課税事業者となります。

新たに該当する方は「消費税課税事業者届出書」をお早めに提出してください。

詳しく述べては、銚子税務署まで

☎ 0479-1571

確定申告等についての問い合わせ

銚子税務署

☎ 0479-1571

役場税務課課税係

☎ 0479-1211 内線1111

病み伏せしことなき夫が
病院のベットの中に納税をいふ

県税の休日納税窓口

県では、平日、金融機関等で県税を納税できない方々のために、休日納税窓口を開設します。

開設日 2月29日(日)
時間 午前9時~午後5時
場所 各支庁税務課・各県税事務所・自動車税事務所(支所を除く)
内容 自動車税等の県税の収納・納税相談
問合せ 海匝支庁税務課 ☎ 0479-0772

消費税ここがかわります